## 東灘区役所法律相談 Q&A

2024年6月11日

| NO | 質問               | 回答  |
|----|------------------|---|
| 1  | 会場はどこか。          | 東灘区役所3階 相談室<br>【受付】3階社会福祉協議会(33番窓口)   |
| 2  | 開催日はいつか。         | 毎週火曜日 12時~14時50分まで(弁護士相談は13時~)<br>※祝日・年末年始を除きます。  |
| 3  | 申込方法は。           | 事前にWEBサイト(おでかけKOBE)よりお申込みください。<br>スマートフォンやパソコンが無く、WEBでのお申込みができない方<br>は、FAXでのお申込みも可能です。<br><市総合コールセンターFAX><br>078-333-3314   |
| 4  | 申込みの条件は。         | 市内在住・在勤・在学者であることが条件です。  |
| 5  | 申込期間は。           | 相談日の前週水曜午前9時〜当日午前10時まで  |
| 6  | 一日あたりの定員は。       | 先着14人まで   |
| 7  | 2枠以上予約できるか。      | お一人につき、ご予約は一日1枠のみです。<br>複数枠の予約はできません。   |
| 8  | 当日の持ち物は。         | 特にありません。<br>必要に応じて、相談時に書き留める筆記用具・メモ等を持参くだ<br>さい。  |
| 9  | 相談時間は。           | 市民相談員との相談…20分<br>弁護士との相談(市民相談員が必要と判断した場合)…25分   |
| 10 | 市民相談員とは。         | 初めに市民相談員がご相談内容を整理し、解決の糸口を探ります。<br>一般的な法律知識を備えているため、その場で解決できる場合<br>があります。市民相談員が弁護士への相談が必要と判断した場合は、弁護士へご相談いただきます。   |
| 11 | 必ず弁護士に相談できるのか。   | 初めに市民相談員との相談を経て、相談員が弁護士との相談が必要と判断した場合のみ、先着6人までが弁護士にご相談いただけます。また、市民相談員との相談を終えられた時点で、既に弁護士相談が定員(6人)に達していた場合は、当日の弁護士相談は受けられません。必要に応じて、翌週以降の早めの時間に再度ご予約ください。なお、再度お越しになった際は、あらためて市民相談員との相談を経る必要がありますので、あらかじめご了承ください。 |
| 12 | 最初から弁護士に相談できないか。 | できません。<br>市民相談員がご相談をお伺いし、その後、相談員が必要と判断<br>した場合のみ、弁護士へご相談いただけます。<br>市民相談員に相談することで、お話の内容を整理することがで<br>き、弁護士相談に進んだ際にもスムーズにご相談いただけます。<br>また、市民相談員との相談で解決する場合もあります。   |
| 13 | 何度でも相談にのってくれるのか。 | より多くの方にご利用いただけるよう、弁護士へのご相談は1事<br>案につき3回までとしています。  |

| 14 | 予約時間に遅れた場合はどうなる<br>か。<br>予約時間の繰り下げは可能か。 | 予約時間に10分以上遅れた場合、予約をキャンセルされたものとして取り扱いますのでご注意ください。 10分未満の遅れであれば相談可能ですが、遅れた分だけ相談時間は短くなります(例:8分遅れ→相談時間は12分)。 予約時間の繰り下げは行っていませんが、当日の枠が空いている場合は、当日午前10時までにWEBサイト(おでかけKOBE)又は市総合コールセンターより、予約時間の変更手続きを行っていただくことは可能です。 |
|----|---|---|
| 15 | 天候等の影響による中止はあるか。                        | 台風の接近時など、天候等の状況により、中止する場合があります。中止する場合は、東灘区役所より予約者へ個別に連絡させていただきます。<br>また、公共交通機関の運休等により市民相談員や弁護士が会場へ来られない場合にも中止することがありますので、あらかじめご了承ください。  |
| 16 | 駐車場はあるか。                                | 区役所地下に駐車場があります。<br>相談者には60分までの無料駐車券をお渡ししますので、相談終<br>了後に受付(3階社会福祉協議会(33番窓口))までお越しください。   |
| 17 | 担当課はどこか。                                | 東灘区役所 地域協働課(広報相談担当)   |